

## 条例の目的

秩父市では、無許可の埋立てや計画性のない事業等の、無秩序な土砂等のたい積を防止するとともに、災害の防止・生活環境、自然環境の保全・交通安全対策・公共施設の破損防止・公害の防止等、市民の皆様の生命財産を守るために、新たに「土地の埋立て等の規制に関する条例」の規制内容を強化して、平成19年1月1日から施行しています。

### 対象事業

- 土砂等のたい積(埋立て・盛土その他の土地への土砂のたい積)

### 許可対象事業

- 事業区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業

### 許可対象外

- 土地の造成その他の事業の区域内において行うもの
- 法令若しくは条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則に係るとして行うもの、又は処分による義務の履行に伴うもの
- 他の法令による許可、認可等を受けた工事及び事業
- 国又は地方公共団体が行うもの
- 公益性が高いと思われる事業で無秩序なたい積が行われるおそれのないもの

### 許可事業者の責務

土地所有者  
工事施工者

- ① 粉塵、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにすること。
- ② 作業時間は、原則として午前9時～午後5時までとする。
- ③ 作業日については、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、並びに1月2日・3日及び12月29日から同月31日までは原則として作業を行わないこと。
- ④ 搬入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯における搬入車両の通行禁止等必要な措置を講ずること。
- ⑤ 事業区域内には、みだりに人が立入るのを防止する囲いを設けること。搬入口は原則として1か所とする。
- ⑥ 工事中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。
- ⑦ 住民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講ずること。
- ⑧ その他、関係法令及び施工基準を遵守すること。

### 許可事業者が行う土地の汚染調査

#### 土壌汚染調査対象物質

- ・ カドミウム及びその化合物
- ・ 六価クロム化合物
- ・ シアン化合物
- ・ 水銀及びその化合物
- ・ セレン及びその化合物
- ・ 鉛及びその化合物
- ・ 砒素及びその化合物
- ・ ふっ素及びその化合物
- ・ ほう素及びその化合物
- ・ 特定有害物質及びダイオキシン類(市長が許可業者に通知したもの)

- 事前協議の際、搬入予定の土砂が土壌基準に適合していることを証明する書類をあらかじめ市長に提出する(第8条)

- 事前協議の際、提出された試料が土壌基準に適合していないと認められた場合及び土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合は許可をしない。(第10条)

- 土砂等のたい積に着手して7日以内に市が立会いのうえ許可業者が土地の試料を採取し土壌基準に適合していることを証明する書類を提出しなければならない(第18条)

- 許可業者は6か月ごとに土砂等のたい積に係る土地の汚染状況調査を行わなければならない(第18条)

## 土地の汚染調査の免除

条例第8条及び18条に関する試料の提出及び土地の汚染調査は、農地改良のために行う高さ30cm以内の土砂等のたい積については免除されます。

## 違反者には

(罰則)

- ①許可を取り消す
- ②事業停止、期限を定めて原状回復、その他災害防止又は生活環境の保全上、必要な措置を命ずる
- ③施工基準に適合するよう必要な改善を命ずる
- ④違反事実の公表をする
- ⑤懲役又は罰金を課す

## 用語の定義

### 土砂等

土砂、岩石、その他のたい積に供される物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外の物をいう。

### 土砂等のたい積

埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く)をいう。

### 許可事業者 (土地所有者)

自ら工事を施行する者又は工事施工契約の注文者をいう。

### 工事施工者

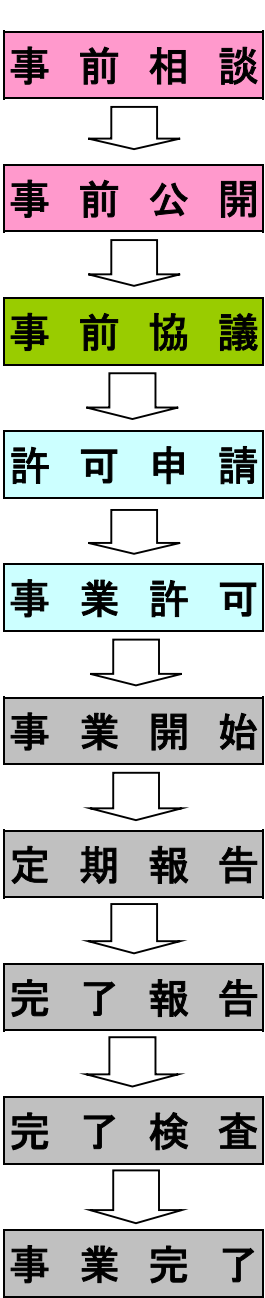
事業主との契約により工事を施行する者をいう。

### 土壌基準

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律105号)の例による基準

無許可の埋立てはダメ！必ず事前に手続きを！！

# 土砂等のたい積等申請及び提出書類一覧



土地所有者が埋立て等を計画したら

事前公開	事前協議	許可申請	必要な書類及び図面
○			事業概要を記した掲示板、標識の設置
○			土地周辺関係者に対する事前説明会の開催
	○		事前協議事業計画書
	○	○	申請者の委任状
	○	○	土地の登記簿謄本及び公図の写し
	○	○	土地所有者名簿
	○	○	事業主・委任者の印鑑登録証明
	○	○	たい積を行う者が計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証明する証書
	○	○	所有権以外の権利を有する者の同意を証する書類
	○	○	隣地土地所有者の同意書
	○	○	位置図
	○	○	土地求積図
	○	○	土砂等の搬入経路図
	○	○	現況平面図及び断面図
	○	○	計画平面図及び断面図
	○	○	植栽計画図
	○	○	土量計算書
	○	○	現況排水平面図及び断面図
	○	○	計画排水平面図及び断面図
	○	○	放流先水路流域図及び断面図
		○	事業計画書
		○	土砂等のたい積事業事前協議済書の写し
	○	○	流量計算書
	○	○	道路及び水路占用許可書の写し
	○	○	事業工程表
		○	申請者誓約書
		○	土地所有者誓約書
	○	○	土砂等の発生場所等証明書
	○	○	土砂等の土壌分析計量証明書
	○	○	現況の写真
	○	○	事前説明会報告書、写真
○	○	○	その他市長が必要とする書類及び図面

**問い合わせ**    本            庁    生活衛生課    ☎ 0494-25-5202(直通)  
                          吉田総合支所    地域振興課    ☎ 0494-72-6083(直通)  
                          大滝総合支所    地域振興課    ☎ 0494-55-0861(直通)  
                          荒川総合支所    地域振興課    ☎ 0494-54-2392(直通)